

証券コード7435
(発送日) 2023年7月6日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月29日

株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号
株式会社 ナデックス
代表取締役社長 高田 寿之

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

① 【当社ウェブサイト】

<http://www.nadex.co.jp/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家向け情報」「株主総会」を順に選択して、「第73期定時株主総会」欄よりご確認ください。)



② 【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当社名または「コード」に当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2023年7月24日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 名古屋市中区古渡町9番27号
当社本社会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1 第73期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第73期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へのお土産をご用意しておりません。
 - ◎本株主総会では、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
 - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.evotetr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてご送付する議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

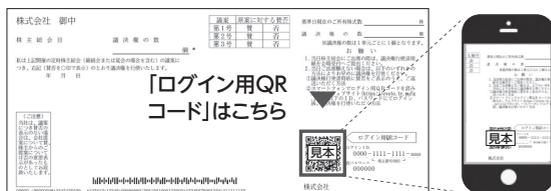
【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



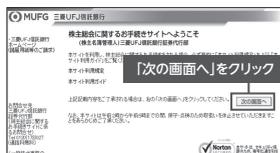
議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2023年7月24日（月曜日））の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
☎ 0120-173-027

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

事業報告

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進展し、社会経済活動の制限が緩和される中で、個人消費や企業の設備投資を中心に持直しの動きが継続しておりますが、半導体不足やエネルギー価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和される中で、先進国を中心に持直しの動きが継続しておりますが、長期化する米中貿易摩擦、ウクライナ情勢などの地政学的リスクなど、国内と同様に景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、前年に比べ生産台数が増加傾向で推移いたしました。半導体の供給不足などによる生産調整の影響が引き続き懸念されております。

このような経済環境のもとで当社グループは、2024年4月期を最終年度として策定いたしました新たな中期経営計画に基づき、創業以来培ってきた「接合」技術をコアコンピタンスとして、FAシステム・生産設備などのメーカー機能とグローバルネットワークを有する商社機能に、さらにシステムインテグレーター機能を掛け合わせることにより、スピード化・多様化する顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる取組みを進めております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は361億9千4百万円と前連結会計年度に比べ15億8千2百万円（4.5%）の増収となり、営業利益は19億3千3百万円と前連結会計年度に比べ7億5千7百万円（64.4%）、経常利益は20億1千4百万円と前連結会計年度に比べ6億7百万円（43.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億3千1百万円と前連結会計年度に比べ3億2千5百万円（32.3%）のそれぞれ増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

日本につきましては、電気機器関連企業向け生産設備の売上が増加したこと、また円安効果なども加わり、売上高は286億7千8百万円と前連結会計年度に比べ14億7千万円（5.4%）の増収となり、営業利益は11億4千6百万円と前連結会計年度に比べ6億7千万円（140.9%）の増益となりました。

(北米)

北米につきましては、自動車関連企業向け自社製品の売上が増加したことなどにより、売上高は46億2千5百万円と前連結会計年度に比べ4億6千7百万円(11.2%)の増収となり、営業利益は5億9千1百万円と前連結会計年度に比べ6千9百万円(13.2%)の増益となりました。

(中国)

中国につきましては、上海市のロックダウンの影響などにより、売上高は26億5千1百万円と前連結会計年度に比べ6百万円(△0.2%)の減収となりましたが、販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより、営業利益は1億5百万円と前連結会計年度に比べ4千万円(62.1%)の増益となりました。

(東南アジア)

東南アジアにつきましては、自動車関連企業向け生産設備の売上が減少したことなどにより、売上高は15億3千5百万円と前連結会計年度に比べ1億3千7百万円(△8.2%)の減収となり、営業利益は8千3百万円と前連結会計年度に比べ2千3百万円(△21.7%)の減益となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (2021年5月1日から 2022年4月30日まで)		当連結会計年度 (2022年5月1日から 2023年4月30日まで)		前年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	千円 27,208,307	% 78.6	千円 28,678,428	% 79.2	千円 1,470,120	% 5.4
北 米	4,158,047	12.0	4,625,473	12.7	467,426	11.2
中 国	2,657,912	7.6	2,651,237	7.3	△6,675	△0.2
東 南 ア ジ ア	1,673,112	4.8	1,535,218	4.2	△137,894	△8.2
報告セグメント計	35,697,380	103.1	37,490,358	103.5	1,792,977	5.0
調 整 額	△1,085,404	△3.1	△1,295,523	△3.5	△210,119	—
合 計	34,611,976	100.0	36,194,834	100.0	1,582,857	4.5

(注) 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は234億9千9百万円と前事業年度に比べ7億3千5百万円(3.2%)の増収となり、営業利益は8億7千6百万円と前事業年度に比べ4億2千1百万円(92.5%)、経常利益は16億4百万円と前事業年度に比べ5億3千7百万円(50.4%)、当期純利益は10億9千1百万円と前事業年度に比べ2億3千4百万円(27.3%)のそれぞれ増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3億2千9百万円であり、生産設備投資9千3百万円、IT投資4千4百万円およびショールーム用設備2千3百万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産（市場販売目的のソフトウェア等を除く）への投資を含んでおります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2億5百万円の資金を銀行借入により調達し、7億4千万円を返済しております。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進展し、社会経済活動の制限が緩和される中で、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、米中貿易摩擦やウクライナ情勢など、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、環境問題や社会課題に対応すべく設備や研究開発に対する投資は引き続き堅調に推移すると見込んでおります。

このような経済環境のもとで当社グループは、2024年4月期を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、創業以来培ってきた「接合」技術をコアコンピタンスとして、FAシステム・生産設備などのメーカー機能とグローバルネットワークを有する商社機能に、さらにシステムインテグレーター機能を掛け合わせることで、スピード化・多様化する顧客ニーズの変化に柔軟に対応しつつ、潜在的ニーズについても発見・解決してまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① 「トータルソリューションプロバイダー」への変革
- ② NADEXグループの「総合力」の結集と「発信力」の強化
- ③ New Businessの創出による新領域の開拓
- ④ 戦略的な人財育成および有効活用
- ⑤ グループ全体最適による効率化およびコスト・リソースの最適化

加えて、中期経営計画にも掲げておりますとおり、『「安心」をつなぐ企業グループ』として、ESG視点によるサステナビリティ経営をより一層推進してまいります。

これからもお客様の事業に貢献できるよう当社グループの総合力を結集し、業績の向上と企業価値の増大に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	31,379,445	30,735,823	34,611,976	36,194,834
経 常 利 益 (千円)	978,166	877,720	1,406,905	2,014,047
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	574,138	560,204	1,005,438	1,331,137
1株当たり当期純利益 (円)	62.06	60.40	108.14	142.86
総 資 産 (千円)	30,525,030	27,295,805	29,940,733	29,961,366
純 資 産 (千円)	15,301,433	16,110,614	17,406,530	18,899,277
1株当たり純資産額 (円)	1,641.47	1,724.84	1,859.21	2,013.22

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年4月期の期首から適用しております。2022年4月期以降については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	抵抗溶接制御装置、電子制御機器および鋸金加工等の製造・販売 電子制御部品等の販売
株式会社タマリ工業	10,000千円	100.0%	各種産業用設備等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP.の持株会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の製造・販売
那電久寿機器(上海)有限公司	23,298千RMB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千THB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千THB	49.0%	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社フジックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製造・販売
杭州藤久寿機械制造有限公司	15,989千RMB	—% [100.0%]	精密機械加工部品等の製造・販売

- (注) 1. 出資比率欄の [] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。
2. 杭州藤久寿機械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

(7) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
製 造 販 売 事 業	産業用機器、溶接機器・材料、電子制御機器・部品、抵抗溶接制御装置等の製造・販売

(8) 主要な営業所および工場等

① 当社

本 社：名古屋市中区古渡町9番27号

販 売 拠 点：本社（名古屋市中区）、東部営業部（さいたま市大宮区）、西部営業部（大阪市淀川区）、技術センター（愛知県北名古屋市）

研 究 拠 点：技術センター（愛知県北名古屋市）

② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ（岐阜県可児市）

株式会社タマリ工業（愛知県西尾市）

NADEX OF AMERICA CORP.（米国 デラウェア州）

WELDING TECHNOLOGY CORP.（米国 ミシガン州）

那電久寿機器（上海）有限公司（中国 上海市）

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.（タイ バンコク）

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ バンコク）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日 本	523 (99) 名
北 米	128 (7) 名
中 国	61 (5) 名
東 南 ア ジ ア	59 (21) 名
合 計	771 (132) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
225名	+5名	40.7歳	11.8年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	343,975千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	194,020千円
西 尾 信 用 金 庫	98,333千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	65,020千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,125,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,605,800株 (自己株式281,066株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,855名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,685,600 ^株	18.07 [%]
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	763,668	8.18
ナ・デックス社員持株会	269,227	2.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	256,000	2.74
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	241,400	2.58
古 川 雅 隆	226,502	2.42
古 川 佳 明	222,000	2.38
株式会社三井住友銀行	152,000	1.63
中 山 美 和 子	144,000	1.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	131,500	1.41

(注) 持株比率は、自己株式 (281,066株) を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	古 川 雅 隆		
代 表 取 締 役 社 長	高 田 寿 之		
専 務 取 締 役	進 藤 大 資	管 理 本 部 長 兼 経 営 管 理 部 長	
常 務 取 締 役	横 地 克 典	営 業 本 部 長	
取 締 役	本 田 信 之	営 業 副 本 部 長 兼 ソ リ ュ ー シ ョ ン セ ン タ ー 長	
取 締 役	野 口 葉 子 (現姓：春馬)		弁 護 士 ジ ャ パ ン マ テ リ ア ル 株 式 会 社 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 香 番 屋 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 株 式 会 社 浜 木 綿 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) 学 校 法 人 市 邨 学 園 理 事 愛 知 県 信 用 保 証 協 会 監 事
常 任 監 査 役 (常 勤)	渡 邊 修		
監 査 役	市 原 裕 也		公 認 会 計 士 名 古 屋 電 機 工 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役 エ ム ・ ユ ー ・ ティ ・ ビ ジ ネ ス ア ウ ト ソ ー シ ン グ 株 式 会 社 社 外 監 査 役
監 査 役	仙 田 正 典		株 式 会 社 日 産 サ ティ オ 奈 良 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役市原裕也氏および仙田正典氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役市原裕也氏、仙田正典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 4. 常任監査役(常勤)渡邊修氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役市原裕也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求については補填されません。保険料は全額会社が負担しており、2023年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、その内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

- i 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与および長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とで構成いたします。
- ii 当社の社外取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および短期インセンティブとしての賞与とで構成いたします。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

i 基本報酬（金銭報酬）

月例の金銭支給とし、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、役位に基づく基準額につきましては、優秀な人材を確保する観点から、他企業の報酬水準および当社従業員の給料水準などを勘案し決定しております。

ii 賞与（業績連動報酬等）

毎年、一定の時期（定時株主総会の終了後1ヶ月以内）の金銭支給とし、株主との価値共有の観点から株主への配当の算定基礎となる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出された額を、従業員分賞与が支給される取締役については当該賞与の支給額を勘案しつつ各取締役の基本報酬の金額に応じて各取締役に配分した額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、目標10億8千万円に対し実績は13億3千1百万円となりました。

iii 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）

毎年、一定の時期（8月の定時取締役会の終了後1ヶ月以内）に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することとし、当該金銭報酬債権の額は、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額によるものといたします。譲渡制限付株式の付与につきましては、当該金銭報酬債権の付与から1ヶ月以内に行うことといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬は、長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限付株式報酬限度額は年額3千万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年47,000株以内であり、譲渡制限付株式割当契約書に基づく株式の譲渡制限期間は10年間であります。

また、2022年9月2日を払込期日として行った譲渡制限付株式報酬の概要は、当社の取締役（社外取締役を除く）5名に対し当社普通株式20,433株、総額1千5百万円の自己株式の処分を行っております。

八. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）に関する基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、概ね7：2：1の水準といたします。当社の社外取締役に関する基本報酬および賞与の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、その職責に鑑み、概ね9：1の水準といたします。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- i 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 高田寿之がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬および賞与の決定としております。

- ii i の権限が適切に行使されるよう、当該権限に基づく加減算の裁量の範囲については、取締役会がこれを定めます。また、代表取締役社長は、独立社外取締役から、報酬水準の妥当性等についての助言を取得し、当該助言を踏まえて当該権限に基づく決定を行うものとします。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、取締役会が代表取締役に権限を委任した内容・理由に基づいて取締役の個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	163,422千円 (4,190千円)	85,528千円 (3,300千円)	62,160千円 (890千円)	15,733千円 (一千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	23,079千円 (8,380千円)	18,639千円 (6,600千円)	4,440千円 (1,780千円)	一千円 (一千円)
計 (うち社外役員)	9名 (3名)	186,501千円 (12,570千円)	104,167千円 (9,900千円)	66,600千円 (2,670千円)	15,733千円 (一千円)

- (注) 1. 取締役に対する固定報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、2006年7月25日開催の第56期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は0名）であります。社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は、2017年7月25日開催の第67期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は6名であります。監査役に対する固定報酬限度額は、1991年7月23日開催の第41期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）であります。
2. 賞与の額には、本株主総会にて決議予定の金額を記載しております。
3. 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額には、当事業年度に係る費用処理額を記載しております。
4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は850千円であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	野 口 葉 子	ジャパンマテリアル株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社社番屋	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社浜木綿	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		学校法人市邨学園	理事	特別な関係はありません。
		愛知県信用保証協会	監事	特別な関係はありません。
社外監査役	市 原 裕 也	名古屋電機工業株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		エム・ユー・ティ・ビジネサウトソーシング株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
	仙 田 正 典	株式会社日産サティオ奈良	社外監査役	特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野 口 葉 子	当事業年度開催の取締役会全15回のすべてに出席しております。弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の業務執行に対する監督に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	市 原 裕 也	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回および監査役会全15回のすべてに出席しております。公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
	仙 田 正 典	当事業年度開催の取締役会全15回および監査役会全15回のすべてに出席しております。企業経営経験者として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

42,500千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である労務人事に関するコンサルティングを委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、那電久寿機器（上海）有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.およびNADEX（THAILAND）CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役および使用人に、当社グループ共通の経営理念のもと、ナ・デックスグループ企業行動規範、ナ・デックスグループ社員行動規範を遵守させるため、取締役がこれを率先して全使用人に周知、浸透させております。さらに、当社はこれを全社に徹底するために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署にも責任者を配置し、コンプライアンス体制を整備し、維持、推進しております。
- ロ. 当社は、取締役および使用人が、コンプライアンス違反を行い、または行われようとしていることに気づいたときの報告ルートを決めるとともに、通常の報告ルートとは別に内部通報制度を設け、周知徹底を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについて、当社社内規程およびそれに関する内規などに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。担当取締役は、これらの状況について、定期的に取締役会に報告しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、事業目標の達成を阻害するリスクの識別、分類、評価をし、リスク発生時には適切な対応を行い、会社および社会に対する有形・無形の損害を最小限に止めることを目的に、ナ・デックスグループリスク管理規程を制定し、具体的な活動を規定したナ・デックスグループリスク管理ガイドラインに基づき、組織的な活動を展開しております。
- ロ. 当社は、リスク管理を推進する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクを網羅的、統括的に管理し、定期的にリスクを軽減する対応策の見直しを行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営計画のマネジメントについて、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および3ヶ年ごとの中期経営計画に基づき、各業務執行部署において目標達成のために活動することとしております。また、担当取締役は、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ毎月定期的に検査を行っております。
- ロ. 当社は、業務執行のマネジメントについて、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて毎月1回開催の取締役会に、また、取締役会の委嘱を受けた事項およびその他経営に関する重要な事項については毎月1回開催の常務会に付議することを遵守し、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行体制をとっております。
- ハ. 当社は、日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が各規程に基づき業務を遂行しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 内部監査室は、子会社のリスク情報の有無および当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査を行っております。
- ロ. 内部監査室長は、子会社に損失の危険が発生しその把握をした場合、当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を発見した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役社長に報告することとしております。
- ハ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対して、適切な経営管理を行っております。
- ニ. 当社の取締役、監査役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務しており、定期的に開催される子会社の取締役会などに出席し、経営成績、財政状態その他の重要な情報について報告を受けております。
- ホ. 当社の各担当部署は、子会社の業務が適正に行われるよう定期的に支援・指導を行っております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は監査役会と協議のうえ、必要な使用人を置くこととしています。
- ロ. 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役会の同意を得られた場合を除き、当社の業務には従事せず、監査役の指揮命令権のもと職務を遂行することとしています。
- ハ. 監査役がその職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分などの決定については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

⑦ **当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会規則その他監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況、業績および業績見込の発表内容および重要開示書類の内容などの必要な報告および情報提供を行っております。
- ロ. 監査役は、当社の取締役会および各重要会議への出席や業務執行状況、経営状況の調査等を通じ、取締役または使用人に説明を求めています。
- ハ. 監査役は、内部監査室が実施する内部監査の計画およびその結果を内部監査室長から報告を受けております。
- ニ. 監査役は、取締役および使用人と意見交換を行うため、適宜会合を行っております。
- ホ. 監査役は、内部監査室および会計監査人とも情報の交換を行い、連携を密に図っております。

⑧ **監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、ナ・デックスグループ内部通報制度運用規程において、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないとしております。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を構築し、継続的な運用、評価を行うとともに必要な改善、是正処置を講じております。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた体制**

ナ・デックスグループ企業行動規範およびナ・デックスグループ社員行動規範を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① **コンプライアンスに関する取組み**

ナ・デックスグループ企業行動規範およびナ・デックスグループ社員行動規範を、いつでも閲覧できるように社内イントラネットなどに掲載し周知、浸透を図るとともに、代表取締役社長またはその代理の経営陣が、毎月1回、全社員を対象とした朝礼を開催し、自らの言葉で語ることでコンプライアンス意識の醸成を図りました。

② **リスク管理に関する取組み**

- イ. 事業や投資に関する重要なリスクは、取締役会、常務会に報告され審議・決議いたしました。
- ロ. リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク評価の講習を行うとともに、当社グループのリスクの見直しを実施いたしました。

③ **職務執行の効率性確保に関する取組み**

- イ. すべてのグループ会社が参加するグローバル会議を開催し、市況や事業環境の分析報告を行い、中期3ヶ年経営計画を見直しました。その見直した中期経営計画に基づき策定された年度計画とともに社内イントラネットに掲載することで、全社員に目的の共有を図りました。
- ロ. 経営成績や財政状態などの状況は、取締役会、常務会に報告され、審議いたしました。

④ **企業集団の業務の適正性確保に関する取組み**

内部監査室は、当社、国内子会社および海外子会社などについて、会計処理など内部監査を実施いたしました。

⑤ **監査役監査の実効性確保に関する取組み**

- イ. 監査役は、取締役会および各重要会議への出席、稟議書の閲覧、実地監査の実施などを行い、必要な発言等を適宜行いました。
- ロ. 監査役は、必要に応じて取締役または使用人と意見交換を行いました。
- ハ. 監査役は、内部監査室および会計監査人とも情報の交換を行い、連携を密に図りました。

※ 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	21,717,242	流 動 負 債	9,634,130
現金及び預金	5,075,542	支払手形及び買掛金	3,139,553
受取手形、売掛金及び契約資産	7,003,329	電子記録債務	4,049,618
電子記録債権	4,019,864	短期借入金	52,975
有価証券	49,940	1年内返済予定の長期借入金	239,988
商品及び製品	2,283,593	リース債務	13,712
仕掛品	1,300,646	未払法人税等	371,783
原材料	1,429,142	未払消費税等	36,500
未収消費税等	110,833	役員賞与引当金	74,740
その他	460,788	その他	1,655,257
貸倒引当金	△16,438	固 定 負 債	1,427,959
固 定 資 産	8,244,124	長期借入金	408,385
有形固定資産	4,287,636	リース債務	21,305
建物及び構築物	1,769,853	繰延税金負債	661,600
機械装置及び運搬具	413,105	役員退職慰労引当金	16,504
土地	1,679,772	退職給付に係る負債	211,131
建設仮勘定	7,551	その他	109,032
その他	417,352	負 債 合 計	11,062,089
無形固定資産	1,635,831	(純資産の部)	
のれん	840,084	株 主 資 本	17,078,442
顧客関係資産	568,725	資本金	1,028,078
その他	227,021	資本剰余金	767,484
投資その他の資産	2,320,656	利益剰余金	15,465,473
投資有価証券	1,869,567	自己株式	△182,593
繰延税金資産	249,061	その他の包括利益累計額	1,694,322
その他	245,116	その他有価証券評価差額金	567,167
貸倒引当金	△43,090	繰延ヘッジ損益	△130
資 産 合 計	29,961,366	為替換算調整勘定	1,127,376
		退職給付に係る調整累計額	△91
		非支配株主持分	126,511
		純 資 産 合 計	18,899,277
		負 債 純 資 産 合 計	29,961,366

連 結 損 益 計 算 書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,194,834
売 上 原 価		28,541,258
売 上 総 利 益		7,653,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,719,635
営 業 利 益		1,933,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,874	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	41,021	
助 成 金 収 入	45,972	
補 助 金 収 入	22,632	
雑 収 入	63,139	204,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,820	
売 上 債 権 売 却 損	56,044	
為 替 差 損	42,533	
雑 損 失	19,133	124,531
経 常 利 益		2,014,047
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	219,549	219,549
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,617	
減 損 損 失	281,238	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,268	284,124
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,949,473
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	710,559	
法 人 税 等 調 整 額	△97,196	613,362
当 期 純 利 益		1,336,110
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,972
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,331,137

連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,028,078	765,032	14,478,821	△195,837	16,076,094
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△344,485		△344,485
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,331,137		1,331,137
自 己 株 式 の 取 得				△37	△37
自 己 株 式 の 処 分		2,451		13,281	15,733
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	2,451	986,652	13,244	1,002,348
当 期 末 残 高	1,028,078	767,484	15,465,473	△182,593	17,078,442

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	459,022	-	762,010	1,633	1,222,666
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	108,145	△130	365,365	△1,724	471,655
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	108,145	△130	365,365	△1,724	471,655
当 期 末 残 高	567,167	△130	1,127,376	△91	1,694,322

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	107,769	17,406,530
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△344,485
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,331,137
自 己 株 式 の 取 得		△37
自 己 株 式 の 処 分		15,733
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	18,742	490,397
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	18,742	1,492,746
当 期 末 残 高	126,511	18,899,277

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数……………14社

連結子会社の名称……………株式会社ナ・デックスプロダクツ

イシコテック株式会社

株式会社タマリ工業

株式会社シンテック

株式会社テクノシステム

NADEX OF AMERICA CORP.

WELDING TECHNOLOGY CORP.

MEDAR CANADA, LTD.

NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.

那電久寿機器（上海）有限公司

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.

PT. NADESCO INDONESIA

PT. NADESCO ENGINEERING INDONESIA

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………D-Laser株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した……………3社

関連会社の数

関連会社の名称……………株式会社フジックス

杭州藤久寿機械制造有限公司

株式会社画像処理技研

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
持分法を適用しない……………D-Laser株式会社
非連結子会社の名称

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

イシコテック株式会社、株式会社タマリ工業、株式会社シンテック、株式会社テクノシステム、NADEX OF AMERICA CORP.、WELDING TECHNOLOGY CORP.及びMEDAR CANADA, LTD.の決算日は3月31日であり、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.、NADEX (THAILAND) CO., LTD.、PT. NADESCO INDONESIA 及び PT. NADESCO ENGINEERING INDONESIAの決算日は1月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、那電久寿機器（上海）有限公司及びNADEX MEXICANA, S.A. de C.V.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、3月31日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、株式会社ナ・デックスプロダクツの決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品及び原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ……時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……主として定率法を採用しております。ただし、1998（リース資産を除く）年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

② 無形固定資産……定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

顧客関係資産 12～15年

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 商品及び製品……商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引渡す履行義務を負っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。履行義務の充足時点については、商品及び製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

- ② 工事請負及び……工事請負及びソフトウェア開発は請負契約等を締結ソフトウェア開発の上、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて製造等を行っており、完成した機械装置等を顧客に引渡す履行義務を負っております。一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の定額法により償却を行っております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に変えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(のれん及び顧客関係資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	840,084千円
顧客関係資産	568,725千円
減損損失	281,238千円

上記は、株式会社タマリ工業及びその子会社に関連する計上金額となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、レーザに関する生産設備の設計・製作において高い技術力を有しており、システムインテグレーターとしての機能を備えている株式会社タマリ工業の株式を取得することで、これまで当社グループが培ってきたレーザ事業においてシナジー効果が見込まれ、更にはFAシステム事業とも有機的な連携を図ることで、顧客への提供価値を向上させ、トータルソリューションを提供できる体制の構築を一層加速させることが可能と判断し、2019年11月に株式会社タマリ工業の株式を3,261,731千円で取得しており、取得原価の一部をのれん及び顧客関係資産に配分しております。

当該のれん及び顧客関係資産は、企業結合会計基準における、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額である場合に該当すると判断し、減損の兆候を識別し、減損損失を認識するかどうかの判定に際して、それぞれの事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額と、のれんを含むより大きな単位での資産グループ合計の帳簿価額とを比較しました。その結果、一部の資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、正味売却価額により回収可能価額を算定し、減損損失を281,238千円計上しております。

将来キャッシュ・フローは、株式会社タマリ工業の経営者又はその子会社の経営者により承認された事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。当該将来キャッシュ・フローは将来の売上の予測や利益率の予測、その他の費用の予測などの不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれるものであり、主として受注獲得予測、売上の成長率、変動費率、固定費の発生状況などに仮定を用いており、これらの影響を受けて変動します。株式会社タマリ工業又はその子会社に関連する市場環境の悪化、技術的な環境の悪化等により、将来キャッシュ・フローの予測が大きく変動した場合には、翌連結会計年度においても、減損損失を認識する可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	341,937千円
売掛金	6,555,892千円
契約資産	105,499千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,100,851千円

3. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末残高から除かれております。

受取手形	5,257千円
電子記録債権	151,815千円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失
新潟市北区	システムインテグレーション 製造設備等	のれん	281,238千円

当社グループ資産のグルーピング方法は、投資の意思決定単位を基本とし、販売部門については各販売拠点を1単位に、製造部門については各工場を1単位に、賃貸施設については各賃貸物件を1単位としております。また、売却予定資産及び将来の使用が明確でない遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産を含む）については、個々の物件単位でグルーピングをしております。上記の減損対象グループは、当社の連結子会社である株式会社シンテックに関連するのれんについて、将来の事業計画を見直した結果、当初想定していた収益が見込めなくなったと判断したため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定にあたって、不動産等の鑑定評価額を基に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 9,605,800株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年7月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	241,912千円	26.00円	2022年 4月30日	2022年 7月27日
2022年12月7日 取 締 役 会	普通株式	102,572千円	11.00円	2022年 10月31日	2023年 1月13日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年7月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しております。

- ① 配当金の総額…………… 298,391千円
- ② 1株当たり配当額…………… 32.00円
- ③ 基準日…………… 2023年4月30日
- ④ 効力発生日…………… 2023年7月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い預金等で運用しており、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されており、債権管理規程などの社内規程に従いリスク軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、発行体の信用リスク及び市場価値の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、為替リスク管理規程などの社内規程に従いリスク軽減を図っており、投機目的の取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引の相手方は信用力の高い金融機関に限定しており、信用リスクはほとんどないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	1,120,114千円	1,120,114千円	一千円
資 産 計	1,120,114千円	1,120,114千円	一千円
長 期 借 入 金 (1年内返済予定のものを含む)	648,373千円	648,264千円	△108千円
負 債 計	648,373千円	648,264千円	△108千円
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(188千円)	(188千円)	一千円
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,365千円)	(3,365千円)	一千円

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	799,393千円

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() を付しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株 式	968,733千円	93,606千円	—千円	1,062,340千円
国債・地方債等	—千円	49,940千円	—千円	49,940千円
その他	—千円	7,834千円	—千円	7,834千円
資 産 計	968,733千円	151,381千円	—千円	1,120,114千円
デリバティブ取引				
通貨関連	—千円	3,553千円	—千円	3,553千円
負債計	—千円	3,553千円	—千円	3,553千円

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	一千円	648,264千円	一千円	648,264千円
負債計	一千円	648,264千円	一千円	648,264千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

活発な市場で取引されている上場株式はレベル1の時価に分類しております。東京証券取引所プライム市場で取引されている株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。東京証券取引所プライム市場以外で取引されている株式及び地方債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	北米	中国	東南アジア	計	
プロセスソリューション事業	4,747,855	4,149,138	750,179	300,228	9,947,402	9,947,402
ファクトリーオートメーション事業	12,023,172	129,020	924,703	751,577	13,828,473	13,828,473
システムインテグレーション事業	5,289,434	247,211	—	468,310	6,004,956	6,004,956
制御部品事業	5,574,480	—	839,521	—	6,414,002	6,414,002
顧客との契約から生じる収益	27,634,943	4,525,369	2,514,404	1,520,116	36,194,834	36,194,834
外部顧客への売上高	27,634,943	4,525,369	2,514,404	1,520,116	36,194,834	36,194,834

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,067,000
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,917,694
契約資産（期首残高）	17,349
契約資産（期末残高）	105,499
契約負債（期首残高）	709,084
契約負債（期末残高）	320,155

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、709,084千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が388,929千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した重要な収益（主に、取引価格の変動）はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客の契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,013円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 142円86銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得および消却)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主の皆さまへの利益還元および資本効率の向上を図るため、自己株式の取得および消却を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 600,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.4%) |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 6億円(上限) |
| (4) 取得する期間 | 2023年7月3日～2024年3月29日 |
| (5) 取得する方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2. に基づき取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2024年4月26日 |

※記載金額及び比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,527,830	流動負債	7,840,726
現金及び預金	1,854,944	支払手形	102,842
受取手形	193,026	電子記録債務	3,239,431
電子記録債権	3,015,930	買掛金	2,227,920
売掛金	4,138,261	短期借入金	52,975
契約資産	84,118	1年内返済予定の長期借入金	219,984
有価証券	49,940	未払金	126,505
商品及び製品	1,482,866	未払費用	292,351
短期貸付金	704,636	未払法人税等	252,265
未収消費税等	101,747	役員賞与引当金	66,600
その他	1,927,690	その他	1,259,850
貸倒引当金	△25,331	固定負債	595,331
固定資産	9,431,236	長期借入金	330,056
有形固定資産	1,478,731	繰延税金負債	65,367
建物	391,750	退職給付引当金	137,019
構築物	8,623	その他	62,889
車両運搬具	0	負債合計	8,436,058
工具、器具及び備品	262,063	(純資産の部)	
土地	816,294	株主資本	14,030,982
無形固定資産	46,608	資本金	1,028,078
特許権	78	資本剰余金	769,451
借地権	9,560	資本準備金	751,733
ソフトウェア	30,773	その他資本剰余金	17,718
ソフトウェア仮勘定	375	利益剰余金	12,416,046
電話加入権	5,821	利益準備金	257,019
投資その他の資産	7,905,896	その他利益剰余金	12,159,026
投資有価証券	1,077,990	土地圧縮積立金	37,234
関係会社株式	5,544,407	別途積立金	10,750,000
関係会社出資金	308,663	繰越利益剰余金	1,371,792
長期貸付金	875,366	自己株式	△182,593
差入保証金	56,116	評価・換算差額等	492,026
破産更生債権等	28,554	その他有価証券評価差額金	492,157
その他	57,887	繰延ヘッジ損益	△130
貸倒引当金	△43,090	純資産合計	14,523,009
資産合計	22,959,067	負債純資産合計	22,959,067

損 益 計 算 書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,499,219
売 上 原 価		19,531,234
売 上 総 利 益		3,967,985
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,091,877
営 業 利 益		876,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	600,107	
賃 貸 収 入	97,265	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	122,547	
雑 収 入	37,074	856,994
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,132	
売 上 債 権 売 却 損	56,044	
賃 貸 費 用	47,685	
為 替 差 損	16,727	
雑 損 失	5,900	128,489
経 常 利 益		1,604,614
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	217,979	217,979
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	382	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	337,923	338,306
税 引 前 当 期 純 利 益		1,484,286
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	396,357	
法 人 税 等 調 整 額	△3,332	393,024
当 期 純 利 益		1,091,262

株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,028,078	751,733	15,266	766,999
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			2,451	2,451
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	2,451	2,451
当 期 末 残 高	1,028,078	751,733	17,718	769,451

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		土 地 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	257,019	37,234	10,250,000	1,125,015	11,669,269
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立			500,000	△500,000	-
剰 余 金 の 配 当				△344,485	△344,485
当 期 純 利 益				1,091,262	1,091,262
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	500,000	246,776	746,776
当 期 末 残 高	257,019	37,234	10,750,000	1,371,792	12,416,046

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△195,837	13,268,509	389,679	-	389,679	13,658,188
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立		-				-
剰 余 金 の 配 当		△344,485				△344,485
当 期 純 利 益		1,091,262				1,091,262
自 己 株 式 の 取 得	△37	△37				△37
自 己 株 式 の 処 分	13,281	15,733				15,733
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			102,478	△130	102,347	102,347
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	13,244	762,472	102,478	△130	102,347	864,820
当 期 末 残 高	△182,593	14,030,982	492,157	△130	492,026	14,523,009

個別注記表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有 価 証 券

子会社株式及び……移動平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚 卸 資 産

商 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) デ リ バ テ ィ ブ……時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

(2) 無 形 固 定 資 産……定額法を採用しております。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、次のとおりであります。

退職給付見込額の……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異……過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品……商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引渡す履行義務を負っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。履行義務の充足時点については、商品及び製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

- (2) 工事請負及び……工事請負及びソフトウェア開発は請負契約等を締結のソフトウェア開発上、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて製造等を行っており、完成した機械装置等を顧客に引渡す履行義務を負っております。一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積み、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針……為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のもをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に変えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

【会計方針の変更】

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(子会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2,923,807千円
関係会社株式評価損	337,923千円

上記は、株式会社タマリ工業の株式の計上金額となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、レーザに関する生産設備の設計・製作において高い技術力を有しており、システムインテグレーターとしての機能を備えている株式会社タマリ工業の株式を取得することで、これまで当社グループが培ってきたレーザ事業においてシナジー効果が見込まれ、更にはFAシステム事業とも有機的な連携を図ることで、顧客への提供価値を向上させ、トータルソリューションを提供できる体制の構築を一層加速させることが可能と判断し、2019年11月に株式会社タマリ工業の株式を3,261,731千円で取得しております。

当該株式は同社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得していますが、当事業年度末時点における将来キャッシュ・フローを用いた収益還元法等に基づき、判定を実施しております。なお、当事業年度において、超過収益力が認められなくなった部分について、関係会社株式評価損337,923千円を計上しております。

将来キャッシュ・フローは、株式会社タマリ工業の経営者又はその子会社の経営者により承認された事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。当該将来キャッシュ・フローは将来の売上の予測や利益率の予測、その他の費用の予測などの不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれるものであり、主として受注獲得予測、売上の成長率、変動費率、固定費の発生状況などに仮定を用いており、これらの影響を受けて変動します。株式会社タマリ工業又はその子会社に関連する市場環境の悪化、技術的な環境の悪化等により、将来キャッシュ・フローの予測が大きく変動した場合には、翌事業年度においても、当該株式の減損処理を行う可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,844,372千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,660,874千円
長期金銭債権	875,041千円
短期金銭債務	508,411千円
3. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	45,500千円
4. 期末日満期手形等	
期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、決算期末残高から除かれております。	
受取手形	5,257千円
電子記録債権	151,815千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,011,084千円
仕入高	2,644,084千円
その他の営業取引高	83,395千円
営業取引以外の取引による取引高	680,891千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数	普通株式	281,066株
------------	------	----------

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	20,939千円
退職給付引当金	42,872千円
未払賞与	69,665千円
未払社会保険料	11,792千円
未払事業税	16,621千円
長期未払金	13,769千円
譲渡制限付株式報酬	27,920千円
減価償却費	9,589千円
投資有価証券評価損	149,879千円
その他	36,704千円
繰延税金資産小計	399,755千円
評価性引当額	△233,016千円
繰延税金資産合計	166,738千円
(繰延税金負債)	
土地圧縮積立金	△16,417千円
その他有価証券評価差額金	△215,181千円
その他	△507千円
繰延税金負債合計	△232,106千円
繰延税金負債の純額	△65,367千円

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 又は被所有割合 (%)	関連当事者 との関係
子会社	株式会社 ナ・デックス プロダクツ	岐阜県 可児市	98,350千円	抵抗溶接制御装置、電子制御機器及び钣金加工等の製造・販売 電子制御部品等の販売	所有 直接100.0	製品の仕入 役員の兼任
	イシコテック 株式会社(注)	兵庫県 尼崎市	20,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任
	株式会社 タマリ工業	愛知県 西尾市	10,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任
	株式会社 シンテック	新潟市 北区	77,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 間接100.0	資金の援助 役員の兼任
	那電久寿 機器(上海) 有限公司	中国 上海市	23,298千 RBM	抵抗溶接制御装置、各種産業用 設備等の製造・ 販売	所有 直接90.0	資金の援助 役員の兼任

種類	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ナ・デックス プロダクツ	仕入代金の立替	—	その他流動資産(立替金)	810,187
		抵抗溶接制御装置 の仕入(注)1	1,993,610	買 掛 金	262,101
	イシコテック 株式会社(注)	資金の貸付(注)2 利息の受取(注)2 貸倒引当金戻入額	161,108 354 110,796	—	—
	株式会社 タマリ工業	資金の回収 利息の受取(注)3	195,852 2,669	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金 その他流動資産(CMS預け金)	195,852 587,596 231,973
	株式会社 シンテック	資金の貸付(注)3 資金の回収 利息の受取(注)3	363,195 15,150 205	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	60,600 287,445
	那電久寿 機器(上海) 有限公司	資金の回収 利息の受取(注)3	37,605 8,276	短 期 貸 付 金 その他流動資産(未収収益)	251,550 1,659

(注) イシコテック株式会社は、2023年4月1日に株式会社タマリ工業に吸収合併され消滅しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取扱製品の販売又は購入についての価格その他の取引条件は、一般的な取引条件を参考に決定しております。
2. 資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,557円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 117円11銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得および消却)

当社は、2023年6月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主の皆様への利益還元および資本効率の向上を図るため、自己株式の取得および消却を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 600,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 6.4%） |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 6億円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 2023年7月3日～2024年3月29日 |
| (5) 取得する方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2. に基づき取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2024年4月26日 |

※記載金額及び比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月12日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦 生
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝川 裕 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第73期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月12日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 渡 邊 修 ㊞

監 査 役 市 原 裕 也 ㊞

監 査 役 仙 田 正 典 ㊞

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月12日

株式会社ナ・デックス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦生
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝川 裕介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2022年5月1日から2023年4月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月12日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 渡 邊 修 ㊟

監 査 役 市 原 裕 也 ㊟

監 査 役 仙 田 正 典 ㊟

(注) 監査役市原裕也及び仙田正典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき32円

総額 298,391,488円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年7月26日

これにより、中間配当金（1株につき11円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき43円となります。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	備考
1	ふるかわまさたか 古川雅隆	再任
2	しんどうだいすけ 進藤大資	再任
3	よこちかつのり 横地克典	再任
4	ほんだのぶゆき 本田信之	再任
5	のぐちようこ 野口葉子	再任 社外 独立

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふる かわ まさ たか 古川 雅 隆 (1968年1月9日生) 再任	1996年4月 株式会社ダイシン入社 2003年9月 名電産業株式会社(現 株式会社ナ・デックスプロダクツ) 入社 2005年4月 当社入社 2011年5月 当社総務部長 2012年4月 当社役員室長 2013年7月 当社取締役 2019年7月 当社常務取締役 2021年7月 当社取締役会長(現任)	226,502株
(取締役候補者とした理由) 古川雅隆氏は、当社の総務部長、役員室長、広報・IR室長等を歴任。ステークホルダーとの関係強化に主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			
2	しん じょう だい すけ 進藤 大 資 (1972年3月17日生) 再任	2008年11月 当社入社 2009年10月 当社経営企画室長 2012年4月 当社経営管理・法務部長 2013年7月 当社執行役員経営管理・法務部長 2014年4月 当社執行役員管理副本部長兼経営管理・法務部長 2015年7月 当社取締役 2021年7月 当社専務取締役(現任)	20,799株
(取締役候補者とした理由) 進藤大資氏は、当社の経営企画室長、経営管理・法務部長、管理本部長等を歴任。管理部門を中心とした豊富な経験と財務および法務に関する相当程度の知見を有しており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>よこ ち かつ のり 横地 克典 (1970年3月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1993年3月 当社入社 2011年2月 当社機械部長 2011年4月 当社営業一部長 2012年4月 当社FAシステム事業部長 2013年7月 当社執行役員営業副本部長兼FAシステム事業部長 2015年7月 当社取締役 2021年7月 当社常務取締役(現任) [当社における担当] 経営企画室長</p>	30,785株
<p>(取締役候補者とした理由) 横地克典氏は、当社のFAシステム事業部長、営業本部長等を歴任。グループ経営戦略の策定・推進・管理において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	<p>ほん だ のぶ ゆき 本田 信之 (1957年4月2日生)</p> <p>再任</p>	<p>1981年4月 川崎製鉄株式会社(現 JFEスチール株式会社)入社 1987年9月 九州松下電器株式会社(現 パナソニックコネクト株式会社)入社 2013年1月 当社入社 営業副本部長兼海外事業部長 2014年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長 2015年4月 当社執行役員営業副本部長兼グローバル事業部長兼ウェルディングソリューション事業部長 2015年7月 当社取締役(現任) [当社における担当] ソリューションセンター長</p>	12,692株
<p>(取締役候補者とした理由) 本田信之氏は、当社のグローバル事業部長、ウェルディングソリューション事業部長等を歴任。事業のグローバル展開と製品開発において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">の ぐち よう こ 野 口 葉 子 (現姓：春馬) (1974年11月19日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>2001年10月 弁護士登録第二東京弁護士会入会 鳥飼総合法律事務所入所</p> <p>2003年11月 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）入会 石原総合法律事務所入所</p> <p>2006年10月 春馬・野口法律事務所開設パートナー（現 and LEGAL弁護士法人 弁護士）（現任）</p> <p>2015年7月 当社取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] ジャパンマテリアル株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社杏番屋社外取締役（監査等委員） 株式会社浜木綿社外取締役（監査等委員） 学校法人市邨学園理事 愛知県信用保証協会監事</p>	—
<p>(社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要) 野口葉子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の業務執行に対する監督に生かしていただくことを期待し、引続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野口葉子氏は、婚姻により春馬姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の野口で行っております。
3. 野口葉子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、本議案において同氏が取締役になされた場合には、引続き独立役員として届出する予定であります。
4. 社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- ① 野口葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 野口葉子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 当社は、定款第28条の規定に基づき、野口葉子氏との間で責任限定契約を締結しており、本議案において同氏が取締役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度とするというものであります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案において各候補者が取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者とその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしており、2023年7月に更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。今回、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	備考
1	わた なべ おさむ 渡 邊 修	再任
2	せん だ まさ のり 仙 田 正 典	再任 社外 独立
3	よこ い よう こ 横 井 陽 子	新任 社外 独立

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	渡邊 修 <small>わた なべ おさむ</small> (1955年6月19日生) 再任	1980年4月 吉田税務会計事務所(現 税理士法人ユアブレインズ) 入所 1990年11月 当社入社 2007年4月 当社経理部長 2009年7月 当社執行役員管理副本部長兼経理部長 2011年7月 当社取締役 2013年7月 当社常務取締役 2017年7月 当社専務取締役 2021年7月 当社常任監査役(常勤)(現任)	54,997株
(監査役候補者とした理由) 渡邊修氏は、管理部門を中心とした豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、経営者としての幅広い見識を有していると判断し、引続き監査役候補者といたしました。			
2	仙田 正典 <small>せん だ まさ のり</small> (1955年8月10日生) 再任 社外 独立	1979年4月 愛三工業株式会社入社 2011年6月 同社取締役 2012年6月 同社執行役員 2014年6月 同社常勤監査役 2019年7月 当社監査役(現任)	—
(社外監査役候補者とした理由) 仙田正典氏は、愛三工業株式会社の取締役ならびに監査役として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、引続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>横井陽子 (1970年9月6日生)</p> <p>新任 社外 独立</p>	<p>1992年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>1996年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年7月 横井陽子公認会計士事務所所長(現任)</p> <p>2004年7月 栄監査法人入所</p> <p>2011年5月 同監査法人代表社員</p> <p>2022年4月 同監査法人統括代表社員(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ヤマナカ社外監査役</p>	—
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>横井陽子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりますが、栄監査法人の社員として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 仙田正典氏および横井陽子氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏の選任をご承認いただいた場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 仙田正典氏および横井陽子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ② 仙田正典氏および横井陽子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ③ 当社は、定款第36条の規定に基づき、仙田正典氏との間で責任限定契約を締結しており、本議案において同氏が監査役に再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、横井陽子氏の選任をご承認いただいた場合、同規定に基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案において候補者が監査役に再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしており、2023年7月に更新する予定であります。

(第2号議案および第3号議案のご参考)

取締役および監査役に期待する分野（スキルマトリックス）

氏名		独立性	① 経 営 経 験	② 事 業 戦 略	③ 技 術 生 産	④ 財 務 会 計	⑤ 法 務 法 規 制 等	⑥ リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	⑦ 多 様 性
取 締 役	古川 雅隆		●					●	
	進藤 大資		●	●		●	●	●	
	横地 克典		●	●				●	
	本田 信之		●	●	●				
	野口 葉子	●					●	●	●
監 査 役	渡邊 修		●			●		●	
	仙田 正典	●	●		●			●	
	横井 陽子	●				●	●	●	●

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">いち はら ひろ や 市原 裕也 (1960年7月2日生)</p>	<p>1985年10月 監査法人丸の内会計事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>1989年4月 公認会計士登録</p> <p>1997年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員</p> <p>2000年10月 トーマツコンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社）代表取締役社長</p> <p>2010年10月 同社合併によりデロイトトーマツコンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社）取締役</p> <p>2012年1月 市原裕也公認会計士事務所所長（現任）</p> <p>2012年2月 株式会社ダイテックホールディング（現 株式会社アセットマネジメント）取締役</p> <p>2012年10月 同社分割により株式会社ダイテックホールディング（現 株式会社ダイテック）取締役</p> <p>2015年7月 当社監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社社外監査役 株式会社エスカ社外監査役</p>	—
<p>(補欠の社外監査役候補者とした理由)</p> <p>市原裕也氏は、監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の社員として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 候補者は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案において候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしており、2023年7月に更新する予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役6名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額66,600,000円（取締役分62,160,000円（うち社外取締役分890,000円）、監査役分4,440,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、取締役に対する賞与支給については、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載の基本方針に基づいて決定しており、相当であると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町9番27号
株式会社ナ・デックス 本社会議室

公共交通機関 ○金山総合駅
(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅)
下車徒歩約10分
○地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分

